

## ～ 審査結果詳細の確認方法について ～

### <審査結果詳細情報の確認方法>

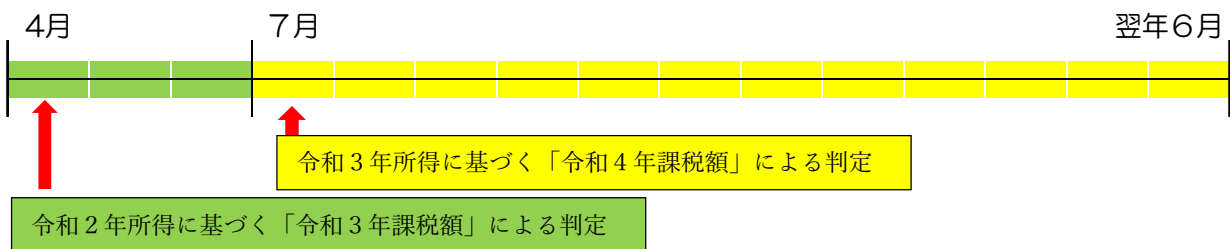
e-Shien にログインいただき、審査結果の詳細情報（課税額等）をご確認いただけます。

○『申請者向け利用マニュアル\_(1)共通編』P.7-9

※上記マニュアルは、e-Shien にログインされた後の「ヘルプ」ボタンからご確認いただけます。

### <判定額計算方法>

就学支援金は以下の計算式により判定されます。



※授業料は、年間 234,600 円（月額換算 19,550 円 (a)）です。

令和2年7月以降の所得判定基準等

＜所得判定基準＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民 税の調整控除の額 (※) <b>(保護者等合算額)</b>	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額 (a)-(b)
30万4,200円以上	月額 0円 (支給なし)	月額 19,550円
15万4,500円以上～30万4,200円未満	月額 9,900円 (一律支給のみ)	月額 9,650円
0円 (非課税) ～15万4,500円未満	月額 19,550円 (加算額 9,650円)	月額 0円

※6%は市町村民税の標準税率（標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整（3/4 を乗じる）が必要）。

※調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除。

※就学支援金は**学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません**。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくことになります。（上図参照）

※保護者等全員（父母両方収入が無くても必要）の所得判定基準で判定します。ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

※国外居住等で保護者等全員の所得が判定できない場合、加算は支給できません（国内在住者のみで判定し、基準の範囲内であれば一律支給 9,900円を受給）。

※申請時点で所得超過の場合であっても、**途中で保護者等（所得確認対象者）の変更（離別）・税額の変更等あった場合**は、年の途中で申請いただくことも可能です。

※就学支援金は所得判定基準により支給されるため、**保護者等の失業、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合があります**。その場合でも、**本制度とは別に、家計急変支援金制度の対象となる場合があります**ので、詳しくは学校の担当窓口にお問い合わせください。

### 《重要》

○就学支援金受給中に **以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要**となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

- ・休学・復学
- ・婚姻またはその解消等による**保護者等(所得確認対象者)の変更**があった場合
- ・令和4年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定により**所得に変更があった場合**（それ以前の所得の変更も対象）